

こども文教委員会 案件一覧

(令和7年6月23日・24日開催分)

○付託議案審査 3件

部局	上 程 順 (案)	件 名	資料 番号	説明者（所管課長名等）
こども未来部	1	第94号議案 大田区保育の必要性の認定等に関する条例の一部を改正する条例	1	丹野 保育サービス課長
	2	第95号議案 大田区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	2	齋藤 保育サービス推進担当課長
	3	第96号議案 大田区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	3	齋藤 保育サービス推進担当課長

○補正予算案の説明 2件

部局	報 告 順	件 名	資料 番号	説明者（所管課長名等）
委員会 教育	1	令和7年度一般会計第2次補正予算案の概要について（教育総務部）	1	鈴木 教育総務課長
未来部 こども	2	令和7年度一般会計第2次補正予算案の概要について（こども未来部）	1	柳沢 こども未来課長

所管事務報告 9件

部局	報 告 順	件 名	資料 番号	説明者(所管課長名)
共通	1	令和7年度学童保育利用状況について	1	八木 教育総務部副参事 （教育地域力担当） 青木 子育て支援課長

教育委員会	2	「第三回 おおた地球さんご賞」作文コンクールの開催について	1	鈴木 教育総務課長
	3	仮校舎専用施設（北蒲広場）の整備方針について	2	小野澤 教育施設担当課長
	4	学童保育オンライン申請システム構築業務委託事業者の選定結果及びキャッシュレス決済の本格実施について	3	八木 教育総務部副参事 （教育地域力担当）
	5	令和7年5月1日現在 小・中学校在籍者数について	4	八木 学務課長
	6	令和7年度 新1年生指定校変更許可件数について	5	八木 学務課長
子ども未来部	7	こども・子育てに関する計画の統合について	1	柳沢 こども未来課長
	8	大田区立母子生活支援施設に係る指定管理者の選定について	2	山本 子ども家庭総合支援 センター開設準備室長
	9	東京都品川児童相談所サテライトオフィスの設置について	3	山本 子ども家庭総合支援 センター開設準備室長

こども文教委員会 令和 7 年 6 月 23・24 日
こども未来部 資料 1 番
所管 保育サービス課

第94号議案 大田区保育の必要性の認定等に関する条例の一部を改正する条例

1 改正理由

認可保育所等において第 1 子の保育料を無償化するため、本条例の一部を改正する。

2 改正内容（案）

新旧対照表のとおり

3 施行予定年月日

令和 7 年 9 月 1 日から施行する。

大田区保育の必要性の認定等に関する条例（昭和62年条例第11号）新旧対照表

新	旧
○大田区保育の必要性の認定等に関する条例 昭和62年 3 月 13 日 条例第11号	○大田区保育の必要性の認定等に関する条例 昭和62年 3 月 13 日 条例第11号
目次 （略）	目次 （略）
第 1 条 （略） （保育の必要性の認定基準）	第 1 条 （略） （保育の必要性の認定基準）
第 2 条 保育の必要性の認定の要件は、小学校就学前子ども（子ども・子育て支援法第 6 条第 1 項に規定する小学校就学前子どもをいう。以下同じ。）の保護者のいずれもが次の各号のいずれかに該当することにより、当該小学校就学前子どもが家庭において必要な保育を受けることが困難であると認められる場合とする。 （1）から（6）まで （略） （7） 次のいずれかに該当すること。 ア 学校教育法（昭和22年法律第26号）第 1 条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校、同法第134条第 1 項に規定する各種学校その他これらに準ずる教育施設に在学していること。 イ 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号） <u>第15条の 7</u> 第 3 項に規定する	第 2 条 保育の必要性の認定の要件は、小学校就学前子ども（子ども・子育て支援法第 6 条第 1 項に規定する小学校就学前子どもをいう。以下同じ。）の保護者のいずれもが次の各号のいずれかに該当することにより、当該小学校就学前子どもが家庭において必要な保育を受けることが困難であると認められる場合とする。 （1）から（6）まで （略） （7） 次のいずれかに該当すること。 ア 学校教育法（昭和22年法律第26号）第 1 条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校、同法第134条第 1 項に規定する各種学校その他これらに準ずる教育施設に在学していること。 イ 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号） <u>第15条の 6</u> 第 3 項に規定する

新	旧
公共職業能力開発施設において行う職業訓練若しくは同法第27条第1項に規定する職業能力開発総合大学校において行う同項に規定する指導員訓練若しくは職業訓練又は職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律(平成23年法律第47号)第4条第2項に規定する認定職業訓練その他の職業訓練を受けていること。 (8)から(10)まで (略) 第2条の2及び第2条の3 (略) (費用の徴収) 第3条 区長は、保育の実施に係る当該児童の扶養義務者から、これに係る費用を徴収する。 2 <u>通常の開園時間を超えて保育を行う</u>場合は、保育の実施に係る当該児童の扶養義務者から、前項の費用のほかにこれに係る費用を徴収する。 <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> 3及び4 (略) (費用の額の決定等) 第4条 前条第1項の規定により徴収する費用の額は、別表に定める額とする。 <u>(削除)</u>	公共職業能力開発施設において行う職業訓練若しくは同法第27条第1項に規定する職業能力開発総合大学校において行う同項に規定する指導員訓練若しくは職業訓練又は職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律(平成23年法律第47号)第4条第2項に規定する認定職業訓練その他の職業訓練を受けていること。 (8)から(10)まで (略) 第2条の2及び第2条の3 (略) (費用の徴収) 第3条 区長は、保育の実施に係る当該児童の扶養義務者から、これに係る費用を徴収する。 2 <u>次の場合は、保育の実施に係る当該児童の扶養義務者から、前項の費用のほかにこれに係る費用を徴収する。</u> <u>(1) 通常の開園時間を超えて保育を行う場合</u> <u>(2) 保育短時間(子ども・子育て支援法第20条第3項の規定による保育必要量の認定(以下「保育必要量の認定」という。))における一月当たり平均200時間まで(1日当たり8時間までに限る。)の区分をいう。以下同じ。)の認定を受けた場合であって、規則で定める時間を超えて保育を行う場合</u> 3及び4 (略) (費用の額の決定等) 第4条 前条第1項の規定により徴収する費用の額は、別表に定める額とする。 <u>2 特定被監護者等(子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号)第14条に規定する特定被監護者等をいう。以下同じ。))が同一世帯に2人以上いる場合における保育の実施その他規則で定める保育等(以下「保育の実施等」という。)に係る満3歳未満保育認定子ども(子ども・子育て支援法施行令第4条第2項に規定する満3歳未満保育認定子どもをいう。以下同じ。))</u>

新	旧
<u>(削除)</u> <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> <u>2</u> 前条第2項及び第3項の規定により徴収する費用の額は、規則で定める額とする。 <u>3</u> <u>前2項</u>の費用の額（月額により定めたものに限る。）は、月の初日現在における<u>保育の実施</u>に係る児童（月の初日現在において<u>保育の実施</u>がされ、月の途中で<u>保育の実施</u>を解除されたものを含む。）について当月分全額とする。 <u>4</u> 区長は、<u>第1項及び第2項</u>の規定により徴収する費用の額を決定し、又は変更したときは、扶養義務者にその旨を通知しなければならない。 <u>5</u> 前条第4項の規定により徴収する費用の額は、別表に定める額を限度として別に定める。 <u>6</u> <u>第3項及び第4項</u>の規定は、認定こども園又は家庭的保育事業等により保育を受ける場合に準用する。 （費用の減免）	<u>の前条第1項及び同条第4項の費用は、前項及び第7項の規定にかかわらず、最年長者である特定被監護者等を除き、零とする。</u> <u>3</u> <u>ひとり親世帯等（母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯その他規則で定める世帯をいう。以下同じ。）の次の各号に掲げる保育の実施等に係る児童の前条第1項及び同条第4項の費用は、当該児童の世帯が区市町村住民税のうち所得割課税額が77,101円未満の世帯であるときは、前2項及び第7項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。</u> <u>(1) 特定被監護者等のうち、最年長者である満3歳未満保育認定子ども</u> <u>第1項又は第7項の額に100分の40を乗じて得た額</u> <u>(2) 特定被監護者等のうち、最年長者である者を除く満3歳未満保育認定子ども</u> <u>零</u> <u>4</u> 前条第2項及び第3項の規定により徴収する費用の額は、規則で定める額とする。 <u>5</u> <u>前各項</u>の費用の額（月額により定めたものに限る。）は、月の初日現在における<u>保育の実施等</u>に係る児童（月の初日現在において<u>保育の実施等</u>がされ、月の途中で<u>保育の実施等</u>を解除されたものを含む。）について当月分全額とする。 <u>6</u> 区長は、<u>第1項から第4項まで</u>の規定により徴収する費用の額を決定し、又は変更したときは、扶養義務者にその旨を通知しなければならない。 <u>7</u> 前条第4項の規定により徴収する費用の額は、別表に定める額を限度として別に定める。 <u>8</u> <u>第5項及び第6項</u>の規定は、認定こども園又は家庭的保育事業等により保育を受ける場合に準用する。 （費用の減免）

新						旧					
第5条から第8条まで (略)						第5条から第8条まで (略)					
付 則											
1 この条例は、令和7年9月1日から施行する。											
2 改正後の別表の規定は、令和7年9月以後の月分の費用について適用する。											
別表 (第4条関係)						別表 (第4条関係)					
費用徴収金基準額表						費用徴収金基準額表					
保 育 標 準 時 間 徴 収 金 基 準	各月初日の在籍児童の属する世帯の階層		徴収基準額 (月額)			保 育 標 準 時 間 徴 収 金 基 準	各月初日の在籍児童の属する世帯の階層		徴収基準額 (月額)		
	階層区分	定義	0歳の児童の場合	1歳の児童又は2歳の児童の場合	3歳以上の児童の場合		階層区分	定義	0歳の児童の場合	1歳の児童又は2歳の児童の場合	3歳以上の児童の場合
A		生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯又は里親世帯及び小規模住居型児童養育事業を行う者	0円	0円	0円	A		生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯又は里親世帯及び小規模住居型児童養育事業を行う者	0円	0円	0円
		B A階層を除く区市町村住民税非課税世帯	0円	0円	0円			B A階層を除く区市町村住民税非課税世帯	0円	0円	0円
		C 1 A階層を除く区市町村住民税課税世帯	0円	0円	0円			C 1 A階層を除く区市町村住民税課税世帯	2,000円	2,000円	0円
C 2	帯	区市町村住民税のうち所得割課税額が30,000円未満である	0円	0円	0円	C 2	帯	区市町村住民税のうち所得割課税額が30,000円未満である	3,000円	3,000円	0円

新						旧					
		世帯									
	C 3	区市町 村民税 のうち 所得割 課税額 が30,00 0円以上 50,000 円未満 である 世帯	<u>0円</u>	<u>0円</u>	0円		C 3	区市町 村民税 のうち 所得割 課税額 が30,00 0円以上 50,000 円未満 である 世帯	<u>4,000 円</u>	<u>4,000 円</u>	0円
	C 4	区市町 村民税 のうち 所得割 課税額 が50,00 0円以上 60,000 円未満 である 世帯	<u>0円</u>	<u>0円</u>	0円		C 4	区市町 村民税 のうち 所得割 課税額 が50,00 0円以上 60,000 円未満 である 世帯	<u>5,700 円</u>	<u>5,400 円</u>	0円
	C 5	区市町 村民税 のうち 所得割 課税額 が60,00 0円以上 70,000 円未満 である 世帯	<u>0円</u>	<u>0円</u>	0円		C 5	区市町 村民税 のうち 所得割 課税額 が60,00 0円以上 70,000 円未満 である 世帯	<u>8,700 円</u>	<u>8,300 円</u>	0円
	C 6	区市町 村民税 のうち 所得割 課税額 が70,00 0円以上 80,000 円未満	<u>0円</u>	<u>0円</u>	0円		C 6	区市町 村民税 のうち 所得割 課税額 が70,00 0円以上 80,000 円未満	<u>11,800 円</u>	<u>11,300 円</u>	0円

新						旧					
		である世帯						である世帯			
	C 7	区市町村 住民税 のうち 所得割 課税額 が80,00 0円以上 90,000 円未満 である 世帯	<u>0円</u>	<u>0円</u>	0円		C 7	区市町村 住民税 のうち 所得割 課税額 が80,00 0円以上 90,000 円未満 である 世帯	<u>15,100 円</u>	<u>14,400 円</u>	0円
	C 8	区市町村 住民税 のうち 所得割 課税額 が90,00 0円以上 100,000 円未満 である 世帯	<u>0円</u>	<u>0円</u>	0円		C 8	区市町村 住民税 のうち 所得割 課税額 が90,00 0円以上 100,000 円未満 である 世帯	<u>18,400 円</u>	<u>17,600 円</u>	0円
	C 9	区市町村 住民税 のうち 所得割 課税額 が100,0 00円以 上114,0 00円未 満であ る世帯	<u>0円</u>	<u>0円</u>	0円		C 9	区市町村 住民税 のうち 所得割 課税額 が100,0 00円以 上114,0 00円未 満であ る世帯	<u>20,600 円</u>	<u>19,700 円</u>	0円
	C10	区市町村 住民税 のうち 所得割 課税額 が114,0 00円以 上128,0	<u>0円</u>	<u>0円</u>	0円		C10	区市町村 住民税 のうち 所得割 課税額 が114,0 00円以 上128,0	<u>22,900 円</u>	<u>21,900 円</u>	0円

新						旧					
		00円未満である世帯						00円未満である世帯			
	C11	区市町村 住民税のうち 所得割課税額 が128,000円以上 142,000円未満である世帯	<u>0円</u>	<u>0円</u>	0円		C11	区市町村 住民税のうち 所得割課税額 が128,000円以上 142,000円未満である世帯	<u>25,400円</u>	<u>24,300円</u>	0円
	C12	区市町村 住民税のうち 所得割課税額 が142,000円以上 156,000円未満である世帯	<u>0円</u>	<u>0円</u>	0円		C12	区市町村 住民税のうち 所得割課税額 が142,000円以上 156,000円未満である世帯	<u>28,000円</u>	<u>26,800円</u>	0円
	C13	区市町村 住民税のうち 所得割課税額 が156,000円以上 170,000円未満である世帯	<u>0円</u>	<u>0円</u>	0円		C13	区市町村 住民税のうち 所得割課税額 が156,000円以上 170,000円未満である世帯	<u>30,100円</u>	<u>28,800円</u>	0円
	C14	区市町村 住民税のうち 所得割課税額 が170,000円以	<u>0円</u>	<u>0円</u>	0円		C14	区市町村 住民税のうち 所得割課税額 が170,000円以	<u>31,800円</u>	<u>30,500円</u>	0円

新						旧						
			上193,300円未満である世帯									
	C15		区市町村 住民税のうち 所得割課税額が193,300円以上216,600円未満である世帯	<u>0円</u>	<u>0円</u>	0円		C15	区市町村 住民税のうち 所得割課税額が193,300円以上216,600円未満である世帯	<u>34,400円</u>	<u>33,000円</u>	0円
	C16		区市町村 住民税のうち 所得割課税額が216,600円以上239,900円未満である世帯	<u>0円</u>	<u>0円</u>	0円		C16	区市町村 住民税のうち 所得割課税額が216,600円以上239,900円未満である世帯	<u>38,100円</u>	<u>36,500円</u>	0円
	C17		区市町村 住民税のうち 所得割課税額が239,900円以上263,200円未満である世帯	<u>0円</u>	<u>0円</u>	0円		C17	区市町村 住民税のうち 所得割課税額が239,900円以上263,200円未満である世帯	<u>40,600円</u>	<u>38,800円</u>	0円
	C18		区市町村 住民税のうち 所得割課税額が263,200円以上286,500円未満である世帯	<u>0円</u>	<u>0円</u>	0円		C18	区市町村 住民税のうち 所得割課税額が263,200円以上286,500円未満である世帯	<u>42,500円</u>	<u>40,500円</u>	0円

新						旧					
		00円以上286,500円未満である世帯						00円以上286,500円未満である世帯			
	C19	区市町村住民税のうち所得割課税額が286,500円以上310,000円未満である世帯	<u>0円</u>	<u>0円</u>	0円		C19	区市町村住民税のうち所得割課税額が286,500円以上310,000円未満である世帯	<u>44,600円</u>	<u>42,800円</u>	0円
	C20	区市町村住民税のうち所得割課税額が310,000円以上340,000円未満である世帯	<u>0円</u>	<u>0円</u>	0円		C20	区市町村住民税のうち所得割課税額が310,000円以上340,000円未満である世帯	<u>45,800円</u>	<u>43,800円</u>	0円
	C21	区市町村住民税のうち所得割課税額が340,000円以上370,000円未満である世帯	<u>0円</u>	<u>0円</u>	0円		C21	区市町村住民税のうち所得割課税額が340,000円以上370,000円未満である世帯	<u>47,500円</u>	<u>45,500円</u>	0円
	C22	区市町村住民税のうち所得割課税額	<u>0円</u>	<u>0円</u>	0円		C22	区市町村住民税のうち所得割課税額	<u>51,800円</u>	<u>49,700円</u>	0円

新						旧					
		が370,000円以上400,000円未満である世帯						が370,000円以上400,000円未満である世帯			
	C23	区市町村 村民税 のうち 所得割 課税額 が400,000円以上450,000円未満である世帯	<u>0円</u>	<u>0円</u>	0円		C23	区市町村 村民税 のうち 所得割 課税額 が400,000円以上450,000円未満である世帯	<u>57,700円</u>	<u>55,700円</u>	0円
	C24	区市町村 村民税 のうち 所得割 課税額 が450,000円以上500,000円未満である世帯	<u>0円</u>	<u>0円</u>	0円		C24	区市町村 村民税 のうち 所得割 課税額 が450,000円以上500,000円未満である世帯	<u>63,200円</u>	<u>61,200円</u>	0円
	C25	区市町村 村民税 のうち 所得割 課税額 が500,000円以上550,000円未満である世帯	<u>0円</u>	<u>0円</u>	0円		C25	区市町村 村民税 のうち 所得割 課税額 が500,000円以上550,000円未満である世帯	<u>68,000円</u>	<u>66,000円</u>	0円
	C26	区市町村 村民税 のうち 所得割	<u>0円</u>	<u>0円</u>	0円		C26	区市町村 村民税 のうち 所得割	<u>71,300円</u>	<u>69,300円</u>	0円

新						旧						
			課税額 が550,0 00円以 上600,0 00円未 満であ る世帯					課税額 が550,0 00円以 上600,0 00円未 満であ る世帯				
	C27		区市町村 村民税 のうち 所得割 課税額 が600,0 00円以 上であ る世帯	<u>0円</u>	<u>0円</u>	0円		C27	区市町村 村民税 のうち 所得割 課税額 が600,0 00円以 上であ る世帯	<u>71,800 円</u>	<u>69,800 円</u>	0円
備考						備考						
(1)から(10)まで (略)						(1)から(10)まで (略)						
(11) この表において「保育標準時間」 とは、 <u>子ども・子育て支援法第20条第3 項の規定による</u> 保育必要量の認定にお ける一月当たり平均275時間まで(1日 当たり11時間までに限る。)の区分をい う。						(11) この表において「保育標準時間」 とは、保育必要量の認定における一月 当たり平均275時間まで(1日当たり11 時間までに限る。)の区分をいう。						
<u>(削除)</u>						<u>(12) この表の適用に際し、保育短時間 の認定を受けた場合の費用の額は、こ の表の徴収基準額に0.983を乗じて得 た額(100円未満の端数は、切り捨て る。)とする。</u>						
<u>(削除)</u>						<u>(13) この表の適用に際し、区市町村民 税のうち所得割課税額が48,600円未満 のひとり親世帯等(生活保護法による 被保護世帯、里親世帯及び区市町村民 税非課税世帯を除く。)の費用の額は、 この表の徴収基準額から1,000円減額 した額とする。</u>						

こども文教委員会 令和7年6月23・24日
こども未来部 資料2番 所管 保育サービス課

第95号議案 大田区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例

1 改正理由

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の改正に伴い、本条例の一部を改正する。

2 主な改正点

特定地域型保育事業者が確保しなければならない「連携施設」（保育内容支援、代替保育、卒園後の受入について協力を行う保育所等）に関する事項

（1）保育内容支援の提供に係る連携施設について

連携施設の確保が著しく困難であると区長が認める場合に、小規模保育事業A型もしくは小規模保育事業B型または事業所内保育事業を行う者を「保育内容支援連携協力者」として確保することで、連携施設を確保しないことができることとする。

（2）代替保育に係る連携施設について

現行、小規模保育事業A型もしくは小規模保育事業B型または事業所内保育事業を行う者を「連携協力を行う者」（改正案では「代替保育連携協力者」）として確保することで、連携施設を確保しないことができることに加え、区長が「代替保育連携協力者」の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該協力者の確保が著しく困難である場合には、連携施設を確保しないことができることとする。

（3）連携施設を確保しないことができる経過措置期間の延長について

「令和6年度末」の期限を、「令和11年度末」まで延長

3 改正内容（案）

新旧対照表のとおり

4 施行予定年月日

公布の日から施行する。

大田区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第37号）新旧対照表

新	旧
○大田区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例 平成26年 9 月 30 日 条例第37号 目次 （略） 第 1 条から第36条まで （略） （利用定員） 第37条 特定地域型保育事業（事業所内保育事業を除く。）の利用定員（法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）の数は、家庭的保育事業にあつては1人以上5人以下、小規模保育事業A型（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）第28条に規定する小規模保育事業A型をいう。<u>第42条第3項</u>において同じ。）及び小規模保育事業B型（同令第31条に規定する小規模保育事業B型をいう。<u>第42条第3項</u>において同じ。）にあつては6人以上19人以下、小規模保育事業C型（同令第33条に規定する小規模保育事業C型をいう。付則第4条において同じ。）にあつては6人以上10人以下、居宅訪問型保育事業にあつては1人とする。 2 （略） （特定教育・保育施設等との連携） 第42条 特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から<u>第7項</u>までにおいて同じ。）は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であつて、連携施設の確保が著しく困難であると区が認めるものにおいて特定地域型保育事業を行う特定地域型保育事業者に	○大田区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例 平成26年 9 月 30 日 条例第37号 目次 （略） 第 1 条から第36条まで （略） （利用定員） 第37条 特定地域型保育事業（事業所内保育事業を除く。）の利用定員（法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）の数は、家庭的保育事業にあつては1人以上5人以下、小規模保育事業A型（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）第28条に規定する小規模保育事業A型をいう。<u>第42条第3項第1号</u>において同じ。）及び小規模保育事業B型（同令第31条に規定する小規模保育事業B型をいう。<u>第42条第3項第1号</u>において同じ。）にあつては6人以上19人以下、小規模保育事業C型（同令第33条に規定する小規模保育事業C型をいう。付則第4条において同じ。）にあつては6人以上10人以下、居宅訪問型保育事業にあつては1人とする。 2 （略） （特定教育・保育施設等との連携） 第42条 特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から<u>第5項</u>までにおいて同じ。）は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であつて、連携施設の確保が著しく困難であると区が認めるものにおいて特定地域型保育事業を行う特定地域型保育事業者に

新	旧
ついては、この限りでない。 (1) 特定地域型保育の提供を受けている満3歳未満保育認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援 <u>(次項において「保育内容支援」という。)を実施すること。</u> (2) 必要に応じて、代替保育(特定地域型保育事業所の職員の病気、休暇等により特定地域型保育を提供することができない場合に、当該特定地域型保育事業者に代わって提供する特定教育・保育をいう。以下この条において同じ。)を提供すること。 (3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども(事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあっては、第37条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号及び第4項第1号において同じ。)を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。	ついては、この限りでない。 (1) 特定地域型保育の提供を受けている満3歳未満保育認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援 <u>を行う</u>こと。 (2) 必要に応じて、代替保育(特定地域型保育事業所の職員の病気、休暇等により特定地域型保育を提供することができない場合に、当該特定地域型保育事業者に代わって提供する特定教育・保育をいう。以下この条において同じ。)を提供すること。 (3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども(事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあっては、第37条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号及び第4項第1号において同じ。)を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。
<u>2 区長は、当該特定地域型保育事業者による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。</u> <u>(1) 特定地域型保育事業者が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。</u> <u>(2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。</u> <u>ア 特定地域型保育事業者と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。</u>	<u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u>

新	旧
<u>イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。</u> <u>3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。</u> <u>4 区長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の<u>いずれかを満たすときは、第1項第2号</u>の規定を適用しないこととすることができる。</u> <u>（1） 特定地域型保育事業者が代替保育連携協力を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと区長が認めること。</u> <u>ア 特定地域型保育事業者と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。</u> <u>イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。</u> <u>（2） 区長が特定地域型保育事業者による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。</u> <u>5 前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。</u> <u>（1） 特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以</u>	<u>（新設）</u> <u>（新設）</u> <u>2 区長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の<u>全てを満たすと認める</u>ときは、<u>前項第2号</u>の規定を適用しないこととすることができる。</u> <u>（1） 特定地域型保育事業者と前項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。</u> <u>（2） 前項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。</u> <u>3 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。</u> <u>（1） 当該特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）</u>

新	旧
外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 <u>小規模保育事業A型事業者等</u> (2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると区が認める者 <u>6</u> 区長は、次のいずれかに該当するときは、第1項第3号の規定を適用しないこととすることができる。 (1) 区長が、児童福祉法第24条第3項（同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による調整を行うに当たって、特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子どもを優先的に取り扱う措置その他の特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育・保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。 (2) 特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるとき（前号に該当する場合を除く。）。 <u>7</u> 前項（第2号に係る部分に限る。）の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であって、区長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。 (1) 法第59条の2第1項の規定による助成を受けている者の設置する施設（児童福祉法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものに限る。） (2) 児童福祉法第6条の3第12項に規	以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 <u>小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）</u> (2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると区が認める者 <u>4</u> 区長は、次のいずれかに該当するときは、第1項第3号の規定を適用しないこととすることができる。 (1) 区長が、児童福祉法第24条第3項（同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による調整を行うに当たって、特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子どもを優先的に取り扱う措置その他の特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育・保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。 (2) 特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるとき（前号に該当する場合を除く。）。 <u>5</u> 前項（第2号に係る部分に限る。）の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であって、区長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。 (1) 法第59条の2第1項の規定による助成を受けている者の設置する施設（児童福祉法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものに限る。） (2) 児童福祉法第6条の3第12項に規

新	旧
定する業務又は同法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって、同法第6条の3第9項第1号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの <u>8</u> 居宅訪問型保育事業を行う者は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第37条第1号に規定する乳幼児に対する保育を行う場合にあっては、第1項本文の規定にかかわらず、当該乳幼児の障害、疾病等の状態に応じ、適切な専門的支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ連携する障害児入所施設（児童福祉法第42条に規定する障害児入所施設をいう。）その他の区の指定する施設（以下この項において「居宅訪問型保育連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であって、居宅訪問型保育連携施設の確保が著しく困難であると区が認めるものにおいて居宅訪問型保育を行う居宅訪問型保育事業者については、この限りでない。 <u>9</u> 事業所内保育事業（第37条第2項の規定により定める利用定員が20人以上のものに限る。次項において「保育所型事業所内保育事業」という。）を行う者については、第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、同項第1号及び第2号に係る連携協力を求めることを要しない。 <u>10</u> 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、児童福祉法第6条の3第12項第2号に規定する事業を行うものであって、区長が適当と認めるもの（付則第4条において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。）については、第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。 <u>11</u> 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の終了に際しては、満3歳未満保育認定子どもについて、連携施設又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資す	定する業務又は同法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって、同法第6条の3第9項第1号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの <u>6</u> 居宅訪問型保育事業を行う者は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第37条第1号に規定する乳幼児に対する保育を行う場合にあっては、第1項本文の規定にかかわらず、当該乳幼児の障害、疾病等の状態に応じ、適切な専門的支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ連携する障害児入所施設（児童福祉法第42条に規定する障害児入所施設をいう。）その他の区の指定する施設（以下この項において「居宅訪問型保育連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であって、居宅訪問型保育連携施設の確保が著しく困難であると区が認めるものにおいて居宅訪問型保育を行う居宅訪問型保育事業者については、この限りでない。 <u>7</u> 事業所内保育事業（第37条第2項の規定により定める利用定員が20人以上のものに限る。次項において「保育所型事業所内保育事業」という。）を行う者については、第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、同項第1号及び第2号に係る連携協力を求めることを要しない。 <u>8</u> 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、児童福祉法第6条の3第12項第2号に規定する事業を行うものであって、区長が適当と認めるもの（付則第4条において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。）については、第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。 <u>9</u> 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の終了に際しては、満3歳未満保育認定子どもについて、連携施設又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資す

新	旧
るよう満3歳未満保育認定子どもに係る情報の提供その他連携施設、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を実施する者等との密接な連携に努めなければならない。 付 則 第1条から第3条まで （略） （連携施設に関する経過措置） 第4条 特定地域型保育事業者（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であって、法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要かつ適切な支援を行うことができると区が認める場合は、第42条第1項本文の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して<u>15年</u>を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。 <u>付 則</u> <u>この条例は、公布の日から施行する。</u>	るよう満3歳未満保育認定子どもに係る情報の提供その他連携施設、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を実施する者等との密接な連携に努めなければならない。 付 則 第1条から第3条まで （略） （連携施設に関する経過措置） 第4条 特定地域型保育事業者（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であって、法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要かつ適切な支援を行うことができると区が認める場合は、第42条第1項本文の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して<u>10年</u>を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。

こども文教委員会 令和7年6月23・24日
こども未来部 資料3番
所管 保育サービス課

第96号議案 大田区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例

1 改正理由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、本条例の一部を改正する。

2 主な改正点

家庭的保育事業者等が確保しなければならない「連携施設」（保育内容支援、代替保育、卒園後の受入について協力を行う保育所等）に関する事項

（1）保育内容支援の提供に係る連携施設について

連携施設の確保が著しく困難であると区長が認める場合に、小規模保育事業A型もしくは小規模保育事業B型または事業所内保育事業を行う者を「保育内容支援連携協力者」として確保することで、連携施設を確保しないことができることとする。

（2）代替保育に係る連携施設について

現行、小規模保育事業A型もしくは小規模保育事業B型または事業所内保育事業を行う者を「連携協力を行う者」（改正案では「代替保育連携協力者」）として確保することで、連携施設を確保しないことができることに加え、区長が「代替保育連携協力者」の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該協力者の確保が著しく困難である場合には、連携施設を確保しないことができることとする。

（3）連携施設を確保しないことができる経過措置期間の延長について

「令和6年度末」の期限を、「令和11年度末」まで延長

3 改正内容（案）

新旧対照表のとおり

4 施行予定年月日

公布の日から施行する。

大田区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第38号）

新旧対照表

新	旧
○大田区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 平成26年 9 月 30 日 条例第38号 目次 （略） 第 1 条から第 5 条まで （略） （保育所等との連携） 第 6 条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、次条第 1 項、第14条第 1 項から第 3 項まで、第15条第 1 項、第 2 項及び第 5 項、第16条並びに第17条第 1 項から第 3 項までにおいて同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満 3 歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成18年法律第120号）第 6 条第 1 項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。以下この条において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であって、連携施設の確保が著しく困難であると区が認めるものにおいて家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。第16条第 2 項第 3 号において同じ。）を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。 （1） 利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援 <u>（次項において「保育内容支援」という。）を実施すること。</u> （2） 必要に応じて、代替保育（家庭的保育事業所等の職員の病気、休暇等により保育を提供することができない場合に、	○大田区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 平成26年 9 月 30 日 条例第38号 目次 （略） 第 1 条から第 5 条まで （略） （保育所等との連携） 第 6 条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、次条第 1 項、第14条第 1 項から第 3 項まで、第15条第 1 項、第 2 項及び第 5 項、第16条並びに第17条第 1 項から第 3 項までにおいて同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満 3 歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成18年法律第120号）第 6 条第 1 項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。以下この条において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であって、連携施設の確保が著しく困難であると区が認めるものにおいて家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。第16条第 2 項第 3 号において同じ。）を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。 （1） 利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援 <u>を行うこと。</u> （2） 必要に応じて、代替保育（家庭的保育事業所等の職員の病気、休暇等により保育を提供することができない場合に、

新	旧
当該家庭的保育事業者等に代わって提供する保育をいう。以下この条において同じ。)を提供すること。 (3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児(事業所内保育事業(法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業をいう。以下同じ。)の利用乳幼児にあつては、第43条に規定するその他の乳幼児に限る。以下この号及び<u>第6項第1号</u>において同じ。)を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。 <u>2 区長は、家庭的保育事業者等による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であつて、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。</u> <u>(1) 家庭的保育事業者等が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。</u> <u>(2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。</u> <u>ア 家庭的保育事業者等と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。</u> <u>イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。</u> <u>3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、第28条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者(第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。)であつて、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。</u> <u>4 区長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であつて、次の各号に掲げる要件の<u>いずれかを満たす</u>と</u>	当該家庭的保育事業者等に代わって提供する保育をいう。以下この条において同じ。)を提供すること。 (3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児(事業所内保育事業(法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業をいう。以下同じ。)の利用乳幼児にあつては、第43条に規定するその他の乳幼児に限る。以下この号及び<u>第4項第1号</u>において同じ。)を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。 <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>2 区長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であつて、次の各号に掲げる要件の<u>全てを満たすと認め</u></u>

新	旧
きは、<u>第1項第2号</u>の規定を適用しないこととすることができる。 (1) <u>家庭的保育事業者等が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと区長が認めること。</u> <u>ア 家庭的保育事業者等と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。</u> <u>イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。</u> (2) <u>区長が家庭的保育事業者等による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。</u> <u>5 前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。</u> (1) <u>家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型事業者等</u> (2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると区が認める者 <u>6 区長は、次のいずれかに該当するときは、第1項第3号の規定を適用しないこととすることができる。</u> (1) 区長が、法第24条第3項の規定による調整を行うに当たって、家庭的保育事業者等による保育の提供を受けていた利	<u>る</u>ときは、<u>前項第2号</u>の規定を適用しないこととすることができる。 (1) 家庭的保育事業者等と次項の連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。 (2) 次項の連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。 <u>3 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。</u> (1) <u>当該家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 第28条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）</u> (2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると区が認める者 <u>4 区長は、次のいずれかに該当するときは、第1項第3号の規定を適用しないこととすることができる。</u> (1) 区長が、法第24条第3項の規定による調整を行うに当たって、家庭的保育事業者等による保育の提供を受けていた利

新	旧
用乳幼児を優先的に取り扱う措置その他の家庭的保育事業者等による保育の提供の終了に際して、利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育又は保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。 (2) 家庭的保育事業者等による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が、著しく困難であると認めるとき(前号に該当する場合を除く。) <u>7</u> 前項(第2号に該当する場合に限る。)の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの(入所定員が20人以上のものに限る。)であって、区長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。 (1) 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第59条の2第1項の規定による助成を受けている者の設置する施設(法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものに限る。) (2) 法第6条の3第12項及び第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって、法第6条の3第9項第1号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの 第7条から第51条まで (略) 付 則 (施行期日) 1 から 3 まで (略) (連携施設に関する経過措置) 4 家庭的保育事業者等(特例保育所型事業所内保育事業者を除く。)は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要かつ適切な支援を行うことができると区が認める場合は、第6条第1項本文の規定にかかわらず、施行日から起算して<u>15年</u>を経過する日までの	用乳幼児を優先的に取り扱う措置その他の家庭的保育事業者等による保育の提供の終了に際して、利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育又は保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。 (2) 家庭的保育事業者等による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が、著しく困難であると認めるとき(前号に該当する場合を除く。) <u>5</u> 前項(第2号に該当する場合に限る。)の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの(入所定員が20人以上のものに限る。)であって、区長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。 (1) 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第59条の2第1項の規定による助成を受けている者の設置する施設(法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものに限る。) (2) 法第6条の3第12項及び第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって、法第6条の3第9項第1号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの 第7条から第51条まで (略) 付 則 (施行期日) 1 から 3 まで (略) (連携施設に関する経過措置) 4 家庭的保育事業者等(特例保育所型事業所内保育事業者を除く。)は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要かつ適切な支援を行うことができると区が認める場合は、第6条第1項本文の規定にかかわらず、施行日から起算して<u>10年</u>を経過する日までの

新	旧
間、連携施設の確保をしないことができる。 5 から 6 まで （略） <u>付 則</u> <u>この条例は、公布の日から施行する。</u>	間、連携施設の確保をしないことができる。 5 から 6 まで （略）

令和7年度 一般会計第2次補正予算案の概要について(教育総務部)

歳入

(単位:千円)

No.	款項目	説明	補正前 予算額	補正予算額	補正後 予算額	補正理由及び補正内容
1	都支出金 都補助金 教育費補助金	保護者負担軽減補助金	114,183	8,600	122,783	第一子保育料無償化による補助拡充のため。
2		多様な他者との関わりの機会の創出事業	382,926	22,934	405,860	第一子保育料無償化による補助拡充のため。
3		教育推進・研究協力校事業	627	3,523	4,150	笑顔と学びの体験活動プロジェクト事業の実施に伴う都補助金が見込まれるため。
	合計		497,736	35,057	532,793	

歳出

(単位:千円)

No.	款項目	事業名	補正前 予算額	補正予算額	補正後 予算額	補正理由及び補正内容
1	教育費 教育総務費 事務局費	見守り活動の推進	0	1,545	1,545	始業時間前の居場所づくりのモデル事業を実施するため。
2		おおた20歳の絆応援チケット～区立中学校卒業生のための新たな絆づくり～	0	65,766	65,766	今年度20歳を迎える区立中学校卒業生に対して思い出づくりの機会等を創出するため。
3	教育費 教育総務費 幼児私学費	保護者負担軽減補助	979	1,486	2,465	令和7年9月から東京都が保育料の無償化を第一子まで拡大するため。
4		私立幼稚園子育て支援事業	382,926	22,934	405,860	令和7年9月から東京都が保育料の無償化を第一子まで拡大するため。
5		私立幼稚園入所者支援給付費	233,955	7,114	241,069	令和7年9月から東京都が保育料の無償化を第一子まで拡大するため。
6	教育費 教育総務費 教育指導費	教科領域研究奨励	0	3,523	3,523	笑顔と学びの体験活動プロジェクト事業を実施するため。
合計			617,860	102,368	720,228	

債務負担行為補正

追加

(単位:千円)

No.	事項名	債務負担期間	限度額	事項説明
1	東調布中学校取壊し工事(第1期)(契約変更)	令和8年度	3,696	1 事業目的 東調布中学校取壊し工事(第1期) 2 事業内容 経費 3,696 本年度予算計上額 0 来年度債務負担額 3,696
2	矢口西小学校改築工事(第1期)(契約変更)	令和8年度～令和11年度	17,402	1 事業目的 矢口西小学校改築工事(第1期) 2 事業内容 経費 17,402 本年度予算計上額 0 来年度以降債務負担額 17,402
3	大森第一中学校校舎棟外壁改修その他工事(第2期)(契約変更)	令和8年度	2,559	1 事業目的 大森第一中学校校舎棟外壁改修その他工事(第2期) 2 事業内容 経費 2,559 本年度予算計上額 0 来年度債務負担額 2,559

令和7年度一般会計第2次補正予算案の概要について(こども未来部)

歳入

(単位:千円)

No.	款項目	説明	補正前 予算額	補正 予算額	補正後 予算額	補正理由及び補正内容
1	分担金及び負担金 負担金 福祉費負担金	(1)保育園負担金	1,040,929	△ 606,035	434,894	令和7年9月から東京都が実施予定の第1子保育料無償化に伴い、私立保育園保育料の減額が見込まれるため。
2	使用料及び手数料 使用料 福祉使用料	(1)保育園使用料	370,730	△ 215,453	155,277	令和7年9月から東京都が実施予定の第1子保育料無償化に伴い、委託園を含む区立保育園保育料の減額が見込まれるため。
3	都支出金 都補助金 福祉費補助金	(1)保育所等利用多 子世帯負担軽減事 業費補助金	1,341,500	1,660,297	3,001,797	令和7年9月から東京都が実施予定の第1子保育料無償化に伴い、都補助金の増額が見込まれるため。
		(2)認可外保育施設 利用支援事業	416,921	208,466	625,387	令和7年9月から東京都が実施予定の第1子保育料無償化に伴い、都補助金の増額が見込まれるため。
		(3)一時預かり事業・ 定期利用保育事業 費補助金	49,732	1,571	51,303	令和7年9月から東京都が実施予定の第1子保育料無償化に伴い、都補助金の増額が見込まれるため。
		(4)多様な他者との 関わりの機会の創出 事業費	29,684	616	30,300	多様な他者との関わりの機会の創出事業運営費に対して、利用者負担の無償化に伴い、都補助金の増額が見込まれるため。
	合計		3,249,496	1,049,462	4,298,958	

歳出

(単位:千円)

No.	款項目	事業名	補正前 予算額	補正 予算額	補正後 予算額	補正理由及び補正内容
1	福祉費 児童福祉費 児童福祉総務費	(1)こどもシステムに 係る経費	45,711	1,016	46,727	区立、私立の認可保育所等を利用する第1子世帯の保育料算定において、第1子無償化に伴う保育システムの改修を行うため。
		(2)認可外保育施設 等保護者負担軽減 補助	640,198	188,615	828,813	令和7年9月から東京都が実施予定の第1子保育料無償化に伴い、認可外保育施設を利用する第1子世帯に対する補助金を増額するため。
		(3)地域型保育事業 運営費	1,408,816	50,408	1,459,224	令和7年9月から東京都が実施予定の第1子保育料無償化に伴い、地域型保育事業者である小規模及び事業所内事業者の減収分を補填する地域型保育事業運営費を増額するため。
		(4)家庭福祉員制度 経費	83,146	3,190	86,336	令和7年9月から東京都が実施予定の第1子保育料無償化に伴い、新たに第1子世帯に対し家庭福祉員の利用料の負担軽減を図る支援を行うため。
		(5)多様な他者との 関わりの機会の創出 事業	29,684	616	30,300	利用者負担無償化の新設に伴い、保育施設事業者の減収分を補填する補助金を増額するため。
	合計		2,207,555	243,845	2,451,400	

こども文教委員会 令和7年6月23・24日	
教育委員会事務局 こども未来部	資料1番
所管 教育総務課 子育て支援課	

令和7年度学童保育利用状況について

(令和7年5月1日現在)

1 学童保育施設 86施設

内訳	施設数	定員(人)
児童館等	32	2,370
放課後ひろば・おおたっ子ひろば	54	4,010

2 学童保育利用状況等の推移

単位：人

	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度
定員	5,765	5,795	5,815	6,050	6,380
(前年度比)	(+50)	(+30)	(+20)	(+235)	(+330)
申請数	5,324	5,519	5,680	5,915	6,069
(前年度比)	(+29)	(+195)	(+161)	(+235)	(+154)
利用登録者数	4,984	5,080	5,213	5,489	5,689
(前年度比)	(△84)	(+96)	(+133)	(+276)	(+200)
保留数	112	153	112	158	155
(前年度比)	(△49)	(+41)	(△41)	(+46)	(△3)

「第三回 おおた地球さんご賞」作文コンクールの開催について

1 概要

今回で3回目を数える、地球環境や身近な環境に関係することをテーマとした作文を小中学生から募集するコンクール「おおた地球さんご賞」を実施する。

地域で取り組んだ経験や、大田区独自教科「おおたの未来づくり」など学校で学んだことなどをもとにした作品を募集し、作品の中から、“おおた地球さんご賞”大賞、準大賞等の各賞、および全国表彰への推薦作品を選考する。

このコンクールを通じて、地球環境や自らが暮らす地域等への関心を高め、課題に主体的に向かい合う児童・生徒の育成を図る。

2 応募資格

区内在住または在学の小中学生等

3 スケジュール（予定）

- ・募集告知 おおたの教育第164号掲載（7月1日発行）
区ホームページ等で周知
- ・募集期間 7月1日（火）から9月12日（金）まで
- ・表彰式 令和8年1月下旬から2月中旬

4 主催・共催

主催 一般社団法人水のもり文化プロジェクト

共催 大田区教育委員会



【第二回 おおた地球さんご賞 表彰式】

仮校舎専用施設(北蒲広場)の整備方針について

こども文教委員会 令和7年6月23・24日
教育委員会事務局 資料2番
所管 教育総務課

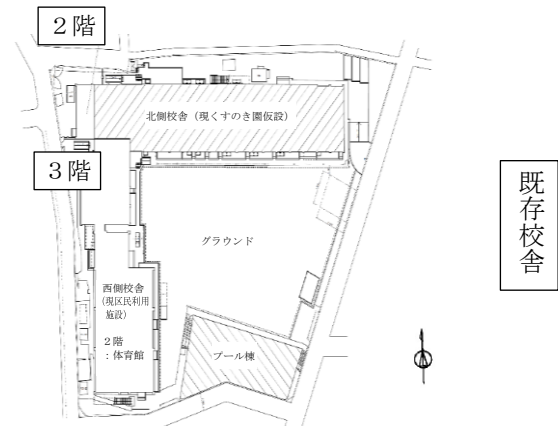
令和6年6月に策定した「大田区学校施設個別施設計画」における「新たな取組」の中で、「仮校舎専用施設の整備」のモデルプランとして「北蒲広場の活用」について検討した。
今後、北蒲広場を改修し、半径1km 圏内の小・中学校の改築の際に仮校舎専用施設として活用する。

1 仮校舎専用施設活用による無人改築の有用性

- (1) 工事場所から離れた仮校舎を使用することで、工事騒音や振動がない良好な教育環境を維持できる。
- (2) 周辺6校において、居ながら改築を進めると約 50 年かかる工期を約 25 年に短縮でき、コストを約 50 億円削減できる。

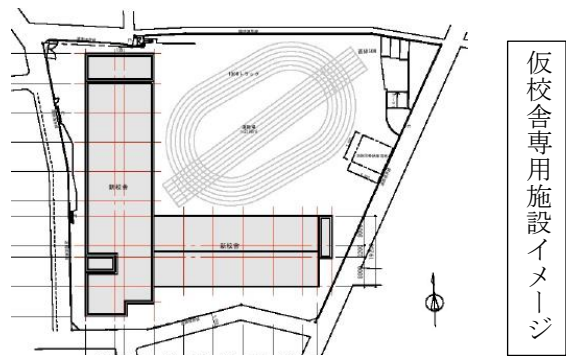
2 既存校舎概要

- (1)所在地 蒲田二丁目 10 番1号
- (2)敷地面積 約 6,142 ㎡(校庭面積 約 1,861 ㎡)
- (3)施設概要
北側:旧給食室+10 教室分
西側:多目的室・倉庫等、体育館、プール棟



3 仮校舎専用施設概要(予定)

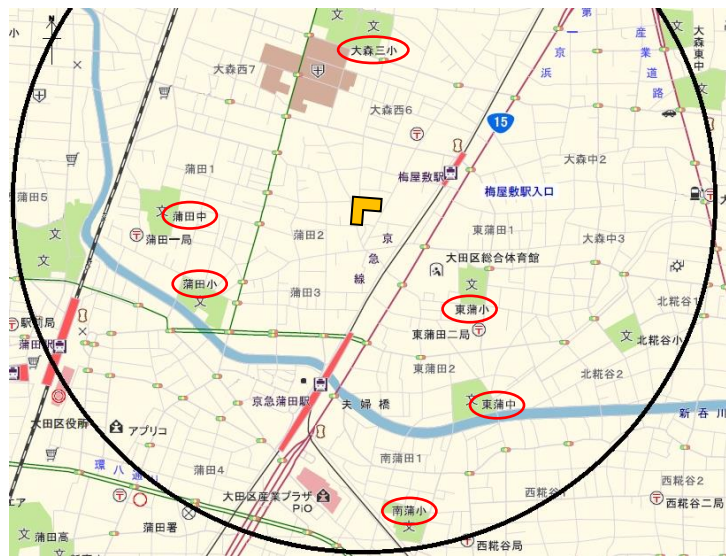
- ※既存の北蒲広場校舎を解体し、仮校舎を整備する。
- (1)教室サイズ 8×8㎡
- (2)体育館:あり(広さは中学校の体育館と同程度)
武道場・プール:なし(近隣校等の施設を借用予定)
- (3)校庭面積 約 2,100 ㎡



4 使用予定校及び北蒲広場からの直線距離

- (1)蒲田中学校:長寿命化予定 約 600m
- (2)東蒲中学校:長寿命化予定 約 750m
- (3)南蒲小学校:校舎改築、体育館長寿命化予定 約1km
- (4)蒲田小学校:校舎・プール改築、体育館新築予定 約 550m
- (5)東蒲小学校:校舎改築、体育館長寿命化予定 約 500m
- (6)大森第三小学校:校舎改築、体育館長寿命化予定 約 500m

※改築等の順番は中学校を優先とする。



5 スケジュール(予定)

内容	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度
詳細検討	→						
基本計画・設計、実施設計		→					
工事(解体工事含む)				→			
仮校舎専用施設運用開始							→

こども文教委員会 令和 7 年 6 月 23・24 日
教育委員会事務局 資料 3 番
所管 教育総務課

学童保育オンライン申請システム構築業務委託事業者の選定結果及び キャッシュレス決済の本格実施について

1 選定結果について

(1) 受託候補者

株式会社オプロ 中央区京橋二丁目 14 番 1 号 兼松ビルディング 9F

(2) 選定理由

学童保育オンライン申請システム構築事業者選定基準に則り審査した結果、本事業に対する理解が深く、プロジェクト管理、機能面などにおいて評価が高かったことにより選定に至った。

(3) 応募事業者数

4 事業者

(4) 選定経過

公表期間	令和 7 年 2 月 17 日～3 月 21 日
一次審査（書類審査）	令和 7 年 3 月 21 日～4 月 23 日
二次審査（プレゼンテーション）	令和 7 年 5 月 7 日
二次審査結果通知発送	令和 7 年 5 月 8 日

2 キャッシュレス決済の本格実施について

令和 7 年 1 月から試行実施している学童保育（一時利用）のキャッシュレス決済について、本事業者選定により構築する学童保育オンライン申請システム（令和 7 年度は一時利用のオンライン申請について構築。令和 7 年 12 月事業開始予定）において包括し、本格実施へ移行する。

令和7年5月1日現在 在籍者数一覧

こども文教委員会 令和7年6月23・24日
教育委員会事務局 資料4番
所管 学務課

(小 学 校)

番号	学 校 名	児 童 数							学 級 数							特別支援学級	
		1年	2年	3年	4年	5年	6年	計	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計	児童数	学級数
1	大 森 第 四	68	89	78	88	80	84	487	2	3	3	3	3	3	17		
2	中 富	31	50	28	49	40	25	223	1	2	1	2	2	1	9		
3	大 森 第 一	69	88	88	79	95	88	507	2	3	3	3	3	3	17		
4	開 桜	93	104	105	118	101	113	634	3	3	4	4	3	4	21		
5	大 森 第 三	83	93	90	74	102	85	527	3	3	3	3	3	3	18		
6	大 森 第 五	32	30	48	38	42	45	235	1	1	2	2	2	2	10	21	3
7	大 森 東	27	35	20	22	23	26	153	1	1	1	1	1	1	6	13	2
8	入 新 井 第 五	37	56	44	53	64	66	320	2	2	2	2	2	2	12		
9	入 新 井 第 一	75	81	83	72	97	69	477	3	3	3	3	3	2	17	23	3
10	山 王	140	125	144	128	131	140	808	4	4	5	4	4	4	25		
11	馬 込	124	135	113	125	105	128	730	4	4	4	4	3	4	23		
12	馬 込 第 二	74	74	79	72	88	84	471	3	3	3	3	3	3	18	23	3
13	馬 込 第 三	107	141	104	131	138	117	738	3	5	3	4	4	4	23		
14	梅 田	159	165	166	151	166	168	975	5	5	5	5	5	5	30		
15	池 上	108	92	94	116	98	101	609	4	3	3	4	3	3	20	28	4
16	池 上 第 二	71	70	74	81	94	81	471	3	3	3	3	3	3	18	14	2
17	徳 持	97	106	106	124	98	103	634	3	4	3	4	3	3	20		
18	入 新 井 第 二	111	111	116	126	118	110	692	4	4	4	4	4	4	24		
19	入 新 井 第 四	53	60	59	61	67	59	359	2	2	2	2	2	2	12		
20	東 調 布 第 一	86	112	90	112	107	96	603	3	4	3	4	3	3	20	35	5
21	田 園 調 布	87	90	92	92	106	107	574	3	3	3	3	4	3	19		
22	調 布 大 塚	43	60	47	57	61	60	328	2	2	2	2	2	2	12		
23	東 調 布 第 三	111	116	100	121	122	120	690	4	4	3	4	4	4	23		
24	嶺 町	125	119	119	144	159	145	811	4	4	4	5	5	5	27	6	1
25	千 鳥	63	48	61	68	57	61	358	2	2	2	2	2	2	12		
26	久 原	129	118	130	130	148	150	805	4	4	4	4	4	5	26		
27	松 仙	109	101	101	123	121	132	687	4	3	3	4	4	4	22		
28	池 雪	133	131	129	134	146	153	826	4	4	4	4	5	5	26		
29	小 池	122	126	137	153	135	151	824	4	4	4	5	4	5	26		
30	雪 谷	111	99	100	129	119	125	683	4	3	3	4	4	4	22	28	4
31	洗 足 池	68	74	85	95	83	68	473	2	3	3	3	3	2	16	26	4
32	赤 松	60	50	55	58	54	60	337	2	2	2	2	2	2	12		
33	清 水 窪	58	57	56	62	50	72	355	2	2	2	2	2	3	13		
34	糝 谷	68	79	62	92	72	74	447	2	3	2	3	3	3	16		
35	東 糝 谷	56	56	52	55	59	63	341	2	2	2	2	2	2	12	29	4
36	北 糝 谷	56	55	41	46	57	44	299	2	2	2	2	2	2	12		
37	羽 田	40	31	44	48	46	52	261	2	1	2	2	2	2	11		
38	都 南	57	64	60	49	77	62	369	2	2	2	2	3	2	13		
39	萩 中	21	40	29	45	28	41	204	1	2	1	2	1	2	9		
40	中 萩 中	65	42	58	57	54	61	337	2	2	2	2	2	2	12		
41	出 雲	64	77	83	86	85	92	487	2	3	3	3	3	3	17	22	3
42	六 郷	59	56	64	50	55	41	325	2	2	2	2	2	2	12	8	1
43	西 六 郷	57	64	68	43	49	68	349	2	2	2	2	2	2	12	25	4
44	高 畑	178	164	168	138	145	112	905	6	5	5	4	5	4	29		
45	仲 六 郷	32	39	45	43	35	41	235	1	2	2	2	1	2	10		
46	志 茂 田	63	46	58	57	61	50	335	2	2	2	2	2	2	12		
47	東 六 郷	64	63	54	52	74	72	379	2	2	2	2	3	3	14		
48	南 六 郷	30	29	59	53	58	55	284	1	1	2	2	2	2	10		
49	矢 口	94	79	86	80	98	84	521	3	3	3	3	3	3	18		
50	矢 口 西	94	105	100	111	110	108	628	3	3	3	4	4	4	21	26	4
51	多 摩 川	89	105	99	87	117	78	575	3	3	3	3	4	3	19		
52	相 生	49	39	42	54	46	51	281	2	2	2	2	2	2	12		
53	矢 口 東	54	55	49	62	42	43	305	2	2	2	2	2	2	12	24	3
54	お な づ か	62	78	89	70	91	83	473	2	3	3	2	3	3	16		
55	道 塚	66	79	86	81	74	84	470	2	3	3	3	3	3	17		
56	蒲 田	73	87	94	95	88	93	530	3	3	3	3	3	3	18	17	3
57	南 蒲	80	51	70	54	61	61	377	3	2	2	2	2	2	13	10	2
58	新 宿	42	42	40	40	49	46	259	2	2	2	2	2	2	12		
59	東 蒲	51	40	35	40	45	30	241	2	2	1	2	2	1	10		
	大森第四(みらい学園)				4	7	9	20				1	1	1	3		
	計	4,528	4,671	4,676	4,878	4,998	4,890	28,641	155	163	159	171	171	169	988	378	55
	館山さざなみ			1	2	5	5	13			1	1	1	1	4		
	小 計	4,528	4,671	4,677	4,880	5,003	4,895	28,654	155	163	160	172	172	170	992	378	55
	大田区立小学校在籍児童数総計	29,032							大田区立小学校学級数総計							1,047	

※大田区立小学校在籍児童数・学級数の総計は、特別支援学級及び館山さざなみ学校を含めた総数である。

令和7年5月1日現在 在籍者数一覧

(中 学 校)

番号	学 校 名	生 徒 数				学 級 数				特別支援学級	
		1年	2年	3年	計	1年	2年	3年	計	生徒数	学級数
1	大 森 第 一	67	58	73	198	2	2	2	6		
2	大 森 東	109	117	114	340	4	3	3	10	16	2
3	大 森 第 二	139	162	138	439	4	5	4	13		
4	大 森 第 八	190	184	160	534	6	5	4	15	18	3
5	馬 込	77	75	66	218	3	2	2	7	25	4
6	馬 込 東	99	101	86	286	3	3	3	9		
7	貝 塚	147	149	176	472	5	4	5	14		
8	大 森 第 四	172	176	158	506	5	5	4	14		
9	大 森 第 三	172	162	170	504	5	5	5	15		
10	東 調 布	114	83	95	292	4	3	3	10	17	3
11	田 園 調 布	53	49	53	155	2	2	2	6		
12	大 森 第 七	180	212	216	608	6	6	6	18		
13	雪 谷	122	137	145	404	4	4	4	12		
14	大 森 第 十 六	191	151	176	518	5	4	5	14		
15	大 森 第 六	147	118	124	389	5	3	4	12		
16	石 川 台	49	66	66	181	2	2	2	6	16	2
17	羽 田	83	43	74	200	3	2	2	7	13	2
18	糀 谷	114	152	133	399	4	4	4	12		
19	出 雲	162	158	184	504	5	4	5	14		
20	六 郷	111	130	128	369	4	4	4	12	13	2
21	志 茂 田	198	182	181	561	5	5	5	15	20	3
22	南 六 郷	159	182	170	511	5	5	5	15		
23	矢 口	148	155	178	481	5	4	5	14	12	2
24	御 園	94	106	97	297	3	3	3	9		
25	蓮 沼	108	122	125	355	4	4	4	12	27	4
26	安 方	125	137	145	407	4	4	4	12		
27	東 蒲	103	103	148	354	3	3	4	10		
28	蒲 田	82	87	72	241	3	3	2	8	14	2
	御園 (みらい学園)	18	16	14	48	1	1	1	3		
計		3,533	3,573	3,665	10,771	114	104	106	324	191	29
	夜 間 学 級	1	13	9	23	1	1	1	3		
小 計		3,534	3,586	3,674	10,794	115	105	107	327	191	29
大田区立中学校在籍生徒数総計				10,985		大田区立中学校学級数総計				356	

※大田区立中学校在籍生徒数・学級数の総計は、特別支援学級及び夜間学級を含めた総数である。

令和7年5月1日現在 在籍者数一覧

特別支援教室（小 学 校）

番号	学 校 名	拠点校	児童数	グループ
2	中 富	※	16	1
1	大 森 第 四		35	
3	大 森 第 一		18	
7	大 森 第 五	※	7	2
6	大 森 第 五		9	
8	入 新 井 第 五		9	
9	入 新 井 第 一		7	3
14	梅 田	※	32	
10	山 王		12	
12	馬 込 第 二		20	4
18	入 新 井 第 二	※	34	
4	開 桜		21	
15	池 上		17	5
19	入 新 井 第 四		11	
13	馬 込 第 三	※	20	
11	馬 込		40	6
28	池 雪		24	
29	小 池	※	11	
31	洗 足		11	7
32	赤 松		6	
33	清 水		12	
22	調 布 大 塚	※	2	8
21	田 園 調 布		5	
30	雪 谷		10	
23	東 調 布 第 三	※	15	9
26	久 原 仙		21	
27	松 仙		22	
24	嶺 町	※	24	10
20	東 調 布 第 一		18	
25	千 鳥		16	
51	多 摩 川	※	23	11
49	矢 口 西		25	
50	矢 口 西		17	
46	志 茂 田	※	22	12
52	相 生		14	
53	矢 口 東		8	
55	道 塚		28	13
54	お な づ か	※	8	
16	池 上 第 二		27	
17	徳 持		10	14
42	六 郷	※	15	
43	西 六 郷		19	
44	高 畑		36	15
48	南 六 郷		21	
45	仲 六 郷	※	9	
47	東 六 郷		18	16
58	新 宿		15	
37	羽 田	※	16	
34	糀 谷		12	17
35	東 糀 谷		11	
40	中 萩	※	13	
38	都 南		13	18
39	萩 中		7	
57	南 蒲 谷	※	25	
36	北 糀 谷		15	19
41	出 雲		29	
59	東 蒲 谷	※	11	
5	大 森 第 三		15	20
56	蒲 田		9	
	計		996	

※がついていない学校は巡回校です。

特別支援学級（小学校・通級）

	小 学 校	種別	児童数	学級数
9	入 新 井 第 一	難聴	5	1
		言語	26	2
23	東 調 布 第 三	弱視	4	1
		言語	25	2
36	北 糀 谷	難聴	10	1
		言語	23	2
46	志 茂 田	言語	45	3
	合 計		138	12

特別支援教室（中学校）

	学 校 名	拠点校	生徒数	グループ
14	大 森 第 十	※	2	1
5	馬 込		3	
7	貝 塚		5	
11	田 園 調 布		0	
13	雪 谷		1	
15	大 森 第 六		3	2
16	石 川 台		2	
27	東 蒲 谷	※	15	
1	大 森 第 一		10	
17	羽 田		10	
18	糀 谷		7	3
3	大 森 第 二	※	4	
2	大 森 第 八		20	
4	大 森 第 八		12	
6	馬 込 東		6	
8	大 森 第 四		9	4
9	大 森 第 三		17	
28	蒲 田		3	
24	御 園	※	12	
10	東 調 布		5	
12	大 森 第 七		11	5
21	志 茂 田		17	
23	矢 口		18	
25	蓮 沼		5	
26	安 方		3	
22	南 六 郷	※	16	6
19	出 雲		9	
20	六 郷		5	
	合 計		230	

特別支援学級（中学校・通級）

	中 学 校	種別	生徒数	学級数
24	御 園	難聴	5	1
	合 計		5	1

日本語学級（小学校・通級）

	小 学 校	児童数	学級数
56	蒲 田	25	2

日本語学級（中学校・通級）

	中 学 校	生徒数	学級数
28	蒲 田	23	2

令和7年度 新1年生指定校変更許可件数

こども文教委員会 令和7年6月23・24日	
教育委員会事務局 資料5番	
所管	学務課

番号	学校名	在籍者 数5/1	許可 件数	指定校変更 在籍者率(%)
1	大森第四小学校	68	9	13%
2	中富小学校	31	3	10%
3	大森第一小学校	69	6	9%
4	開桜小学校	93	1	1%
5	大森第三小学校	83	6	7%
6	大森第五小学校	32	4	13%
7	大森東小学校	27	0	0%
8	入新井第五小学校	37	5	14%
9	入新井第一小学校	75	17	23%
10	山王小学校	140	2	1%
11	馬込小学校	124	5	4%
12	馬込第二小学校	74	4	5%
13	馬込第三小学校	107	4	4%
14	梅田小学校	159	0	0%
15	池上小学校	108	1	1%
16	池上第二小学校	71	9	13%
17	徳持小学校	97	11	11%
18	入新井第二小学校	111	5	5%
19	入新井第四小学校	53	4	8%
20	東調布第一小学校	86	8	9%
21	田園調布小学校	87	16	18%
22	調布大塚小学校	43	5	12%
23	東調布第三小学校	111	3	3%
24	嶺町小学校	125	18	14%
25	千鳥小学校	63	1	2%
26	久原小学校	129	4	3%
27	松仙小学校	109	5	5%
28	池雪小学校	133	2	2%
29	小池小学校	122	11	9%
30	雪谷小学校	111	4	4%
31	洗足池小学校	68	1	1%
32	赤松小学校	60	4	7%
33	清水窪小学校	58	23	40%
34	糀谷小学校	68	8	12%
35	東糀谷小学校	56	1	2%
36	北糀谷小学校	56	20	36%
37	羽田小学校	40	2	5%
38	都南小学校	57	3	5%
39	萩中小学校	21	2	10%
40	中萩中小学校	65	12	18%
41	出雲小学校	64	11	17%
42	六郷小学校	59	9	15%
43	西六郷小学校	57	7	12%
44	高畑小学校	178	1	1%
45	仲六郷小学校	32	2	6%
46	志茂田小学校	63	21	33%
47	東六郷小学校	64	9	14%
48	南六郷小学校	30	3	10%
49	矢口小学校	94	19	20%
50	矢口西小学校	94	3	3%
51	多摩川小学校	89	2	2%
52	相生小学校	49	4	8%
53	矢口東小学校	54	5	9%
54	おなづか小学校	62	1	2%
55	道塚小学校	66	4	6%
56	蒲田小学校	73	3	4%
57	南蒲小学校	80	31	39%
58	新宿小学校	42	6	14%
59	東蒲小学校	51	16	31%
小学校 計		4,528	406	9%

番号	学校名	在籍者 数5/1	許可 件数	指定校変更 在籍者率(%)
1	大森第一中学校	67	2	3%
2	大森東中学校	109	23	21%
3	大森第二中学校	139	16	12%
4	大森第八中学校	190	28	15%
5	馬込中学校	77	17	22%
6	馬込東中学校	99	30	30%
7	貝塚中学校	147	38	26%
8	大森第四中学校	172	21	12%
9	大森第三中学校	172	20	12%
10	東調布中学校	114	21	18%
11	田園調布中学校	53	2	4%
12	大森第七中学校	180	42	23%
13	雪谷中学校	122	16	13%
14	大森第十中学校	191	5	3%
15	大森第六中学校	147	73	50%
16	石川台中学校	49	3	6%
17	羽田中学校	83	19	23%
18	糀谷中学校	114	17	15%
19	出雲中学校	162	20	12%
20	六郷中学校	111	3	3%
21	志茂田中学校	198	85	43%
22	南六郷中学校	159	21	13%
23	矢口中学校	148	2	1%
24	御園中学校(みらい学園含む)	112	14	13%
25	蓮沼中学校	108	7	6%
26	安方中学校	125	51	41%
27	東蒲中学校	103	57	55%
28	蒲田中学校	82	7	9%
中学校 計		3,533	660	19%
		8,061	1,066	13%

こども文教委員会 令和7年6月23・24日
こども未来部 資料1番
所管 こども未来課

こども・子育てに関する計画の統合について

1 趣旨

こども・子育てに関する計画である「大田区こども未来計画」、「大田区子ども・若者計画」及び「おおた 子どもの生活応援プラン」の3つの計画について、区のこども・子育て施策に全体として統一的に横ぐしを刺し、総合的かつ一体的な取組みを進めるとともに、区民にとって分かりやすいものとするため、これらを統合し、こども基本法に基づき各計画を一体のものとした「市町村こども計画」を策定する。

2 今後の進め方

(1) こども基本法第10条に基づく「市町村こども計画」の策定

「大田区こども未来計画」（計画期間：令和7年度から令和11年度まで）の令和9年度の間見直しに合わせて、「大田区こども未来計画」をベースに「市町村こども計画」を策定する。

(2) 「大田区子ども・若者計画」及び「おおた 子どもの生活応援プラン」の取扱い

計画期間が令和7年度までの「大田区子ども・若者計画」、令和8年度までの「おおた 子どもの生活応援プラン」については、令和9年度まで計画期間を延長する。

(3) 「市町村こども計画」の審議機関の設置

「市町村こども計画」の策定に向けて検討を進めていくため、令和7年度中に新たな審議機関を設置する。これに合わせて、現在の審議機関を廃止する。

[スケジュール]

	大田区こども未来計画 (令和7年度～11年度)	大田区子ども・若者計画 (令和3年度～7年度)	おおた 子どもの生活応援プラン (令和4年度～8年度)
令和7年度	 中間見直しに合わせて「市町村こども計画」を策定。		
令和8年度		 令和9年度まで計画期間を延長。	 令和9年度まで計画期間を延長。
令和9年度			
令和10年度	「市町村こども計画」の計画期間の開始		

こども文教委員会 令和7年6月23・24日
こども未来部 資料2番
所管 子ども家庭総合支援 センター開設準備室

大田区立母子生活支援施設に係る指定管理者の選定について

指定期間が令和8年3月31日で満了となる区立母子生活支援施設について、下記により指定管理者候補を選定する。

記

1 対象施設

区立母子生活支援施設 2施設

2 現在の指定管理者

社会福祉法人 大洋社

3 指定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間（予定）

4 選定方法

プロポーザル方式による公募とする。

5 今後のスケジュール（予定）

大田区立母子生活支援施設の指定管理者選定に関する審査委員会運営要綱に基づき、審査委員会を設置し、審査を実施する。

項 目	時 期
（1）募集要領公表	令和7年6月下旬
（2）審査委員会	令和7年8月下旬
（3）区議会への議案提出予定	第4回区議会定例会
（4）指定管理者による業務開始	令和8年4月1日

こども文教委員会 令和7年6月23・24日
こども未来部 資料3番
所管 子ども家庭総合支援 センター開設準備室

東京都品川児童相談所サテライトオフィスの設置について

（仮称）大田区子ども家庭総合支援センター（以下「センター」という。）の開設を見据え、都区連携による新たな児童相談支援を展開する仕組み等を試行するため、下記のとおり、東京都品川児童相談所のサテライトオフィスを設置する。

記

1 設置場所

大田区子ども家庭支援センター 2階 相談室

2 設置期間（予定）

令和7年8月1日からセンター開設まで

3 人員体制

東京都品川児童相談所職員が常時、複数人勤務

4 実施予定業務

- ・ 緊急受理会議の相互参加
- ・ 合同進行管理会議の実施
- ・ 情報共有・協議、合同研修 など